

ゼロ密を目指しましょう！

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします。

3つの条件がそろると（3密）クラスター発生のリスクも高くなります。さらにリスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。

①換気の悪い 密閉空間



②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面



①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を！

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。

- 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分程度、全開**にしましょう。換気回数は、**1時間で2回以上**確保しましょう。
- 窓が1つしかない場合でも、入り口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。**扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。**



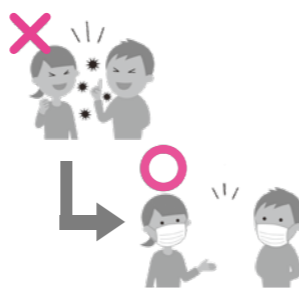
②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう！

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない**十分な距離（2メートル以上）**を取りましょう。
- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。
- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすい**です。また、真向かいに座らず、**互い違いに座るのも有効**です。



③「密接」した会話や発声は、避けましょう！

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHO（世界保健機関）は「**5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶ**」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち、マスクを着用**しましょう。



屋外でも注意しましょう！

屋外でも「密集」「密接」には要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

4月17日時点の情報です。テレビやウェブサイトから最新の情報を入手するよう努めてください。

全国に緊急事態宣言が発令

4月16日(木)、新型コロナウイルス感染症に関して、新潟県を含む日本全国を対象に緊急事態宣言が発令されました。市では、小・中学校の臨時休業や公共施設の休館などの対応を行うとともに、市民の皆さんに次のとおりお願いしています。

市民の皆さんには、たいへんご不便をおかけしますが、感染を拡大させないという、一人ひとりの行動が、皆さん個人や家族、地域社会を守ることにつながります。ご理解とご協力をお願いします。

1. 5月6日(水)までの間、不要不急の外出を控えてください。
2. 5月6日(水)までの間、燕市への来訪を検討されている方がいらしたら、自粛をお願いしてください。
3. やむを得ず燕市へ帰省や転入された方は、2週間程度、不要不急の外出を控えてください。
4. 引き続き、「密閉空間であり換気が悪い（密閉）」、「手の届く距離に多くの人がいる（密集）」、「近距離で会話や発声がある（密接）」のいわゆる『3密』が同時に重なる場を避けていただくとともに、できる限り『ゼロ密』を目指してください。また、こまめな手洗い、咳エチケットを徹底するなど、個人でできる感染症対策を実施してください。

！市内小・中学校、公共施設などの対応について

①小・中学校の対応

- ・5月10日(日)まで臨時休業としています（週1回程度、登校日を設けています）。
- ・各校で「学習お助け隊・学習サポートデスク」を開設し、自主学習を支援しています。

②幼稚園・保育園・こども園の対応

- ・通常どおり開所しています。

③児童クラブ・なかまの会の対応

- ・5月9日(土)まで夏休みなどの長期休業に準じて受け入れを実施しています。

④公共施設の対応

- ・5月10日(日)まで休館しています。
※道の駅国上、産業史料館、長善館史料館、分水良寛史料館は5月11日(月)まで休館しています。
- ・図書館は5月2日(土)～10日(日)まで休館としています（5月1日(金)まで貸出を受け付け）。

⑤公園

- ・5月10日(日)まで管理棟、休憩室、有料施設の利用と団体利用を中止しています。

！燕市の感染症拡大に伴う産業支援策について

①雇用継続に向けた支援

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼して行う場合、その手数料を補助金として助成します（従業員10人未満の市内事業者、1事業所1回限りで上限10万円）。

②金融支援

県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」に対して、信用保証料を100%補給します。

③セーフティネット保証（4号、5号）、危機関連保証認定の実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高などが減少している中小企業・小規模事業者に対して、信用保証協会による一般保証とは別枠保証の認定を行います。これにより、信用保証協会による融資の保証限度額が増額されます。

☎ 新型コロナウイルス対策全般に関すること
防災課 防災対策係 ☎ 0256-77-8381



☎ 産業支援策に関すること
商工振興課 産業支援係 ☎ 0256-77-8231

